

## JMCC通信 VOL.39

発行日/2023年11月吉日 発行/日本医療介護協同組合 〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目7番20号 平河町辻田ビル7F https://jmcc.or.jp/

## 技能実習制度および特定技能制度、最終報告書たたき台

技能実習制度の見直しについて、10月18日に第12回、27日には第13回の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が行われました。

当初示された具体的な「たたき台」に、2週間の間に一部修正が入っています。（下記資料赤字参照）

技能実習制度が新しい3年スパンの制度になる方向性は示されたものの、まだ細かい部分は協議が続くものと思われま。

日本医療介護協同組合では、引き続きこの新制度についてアンテナを高く、情報を収集してまいります。

## 【主なトピック】

- 基本的に3年間で、特定技能1号水準の人材に育成
- 同一企業で就労1年以上/一定の日本語能力で同一業務区分内の転籍も可能（本人の意向による転籍可）
- 受入企業が一定の来日前手数料を負担する等の仕組み  
→支払手数料をおさえ外国人と受入機関が適切に分担
  - 監理団体の許可要件厳格化
- 受入れ企業数等に応じた職員の配置  
→職員の配置、財政基盤、相談対応体制の厳格化  
（下線部分は第13回会議で修正）

## 最終報告書たたき台（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成）

資料1-1

## 1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
  - 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
  - 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
- ※現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、沿わないものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

## 2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。  
※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価（1年経過・育成終了時までに試験を義務付け技能検定・特定技能評価試験等）。
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 季節性のある分野等で、業務の実情に応じた受入れ・勤務形態を認める。【P】

## 3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ分野ごとに受入れ見込数を設定（受入れの上限数として運用）。
- 受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切柔軟に変更。  
→試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

## 4 新制度での転籍の在り方

- 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
  - 人材育成等の観点から、一定要件（同一機関企業での就労が1年超/技能検定基礎級合格・日本語能力A1相当以上のレベル（日本語能力試験N5合格等など）/転籍先機関の転籍者数等）【P】を設け、同一業務区分分野内に限る。
  - 転籍前機関企業の初期費用負担につき、不平等が生じないための措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再度の入国を認める。
  - それまでの新制度による滞在が2年までの者に限る。
  - 前回育成時と異なる分野を選択可能。
- 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

## 5 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・出入国在留管理庁との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件厳格化。
  - 監理団体と受入れ機関を兼職する企業の役職員の関与の制限/兼職に係る制限又は外部監視の強化/受入れ企業数等に応じた職員の配置、財政基盤、相談対応体制の強化等の厳格化。
- 優良監理団体については、手続簡素化といった優遇措置。
- 受入れ企業につき、育成→支援体制、分野別協議会への加入等、に係る要件を適正化整備。

## 6 特定技能制度の適正化方策

- 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
  - 技能検定3級等又は特定技能1号評価試験合格
  - 日本語能力A2相当以上のレベル（日本語能力試験N4合格等など）
- ※当分の間は相当講習受講も可
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、人員配置等の登録要件や支援業務委託の要件を厳格化/キャリア形成も支援。
- 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件と併せて検討。【P】

## 7 国・自治体の役割

- 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- 送出国と連携し、不適正な送出国を排除。
- 業所管省庁と業界団体の連携、受入れガイドライン・プログラム策定等による受入れ環境整備のための取組。
- 日本語教育機関を適正化し、日本語学習の質を向上。
- 自治体において、生活相談等を受ける相談窓口の整備、生活環境整備の取組を推進。

## 8 送出国及び送出しの在り方

- 二国間取決め（MOC）により送出国の取締りを強化。
- 送出国・受入れ機関の情報手数料等の透明性を高め、送出国間の競争を促進。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担受入れ企業が一定の来日前手数料を負担するなどの仕組みを導入。

## 9 日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
  - ※就労開始前にA1相当以上のレベル（日本語能力試験N5合格等など）又は相当講習受講
  - 特定技能1号移行時にA2相当以上のレベル（N4合格等など） ※当分の間は相当講習受講も可
  - 特定技能2号移行時にB1相当以上のレベル（N3合格等など）
- 日本語支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

## ミャンマー技能実習生が配属となりました

9月に来日したミャンマーからの技能実習生2名が、1か月の入国後講習を終えて今月からいよいよ配属となりました。入国後講習施設から寮への移動日には、近所のスーパーへの買い出し、職場までの道案内など、オリエンテーションを行いました。職場にもご挨拶で訪問したところ、ちょうど法人様の全体会議の日で、理事長様にも直接日本語でご挨拶することができました。

後日、初回の訪問指導の際には2名とも「担当フロアのご利用者様の顔と名前は覚えまして」と笑顔で応えてくれました。施設長様にも「積極的な姿勢でがんばってくれていて、日本語能力も高い」とのお言葉をいただき、今後の活躍がますます楽しみな2人です。

これから介護の仕事を  
がんばりますので、  
よろしくお願いします!



## インドネシアとのzoom面接

10月4日に、インドネシア・バリとの面接を行いました。今回は外国人材のリーダーになれる人材を希望されている法人様で、個室の寮をご用意いただける良い条件もあって、大学の看護学科卒業の方やホームケアの経験者など、優秀な方々がたくさん面接に参加してくださいました。

現地の学校にまだ入学したばかりにも関わらず、それぞれ自分の言葉で日本で働くことへの思いをしっかりと語ってくださり、法人様も大変選考に苦慮されていましたが、今回3名の方に内定をいただくことができました。今後も入国前から定期的な面談を重ねる予定です。私たち組合も、今から入国が楽しみです。



## ネパール人技能実習生の記述能力

10月20日に、配属から1年半がたったネパール人技能実習生の組合監査で、施設を訪問しました。夜勤や業務も安心して任せられると太鼓判をいただき、他のスタッフとのコミュニケーションもしっかり取れているようで安心しました。

施設で行っている研修のレポートを見せていただいたのですが、内容も、漢字も、日本語でしっかり自分の考えをまとめてレポートが書けることにも本当に驚きました。

指導責任者の方をはじめ、職員のみなさまからしっかり指導をいただいている何よりの証拠ですね。いつもありがとうございます!

内容	介護予防の考え方の理解
め	介護予防とは、高齢者が介護状態にならないための取り組みのことです。高齢者の生活環境を整えること、生活習慣の改善、社会参加の促進、認知症予防など、多岐にわたる取り組みが行われています。また、介護予防には、地域社会の役割も大きく、高齢者が安心して生活できる環境を整えることが重要です。
想	介護予防を学んで、私は介護を必要とする人の力になるために、全部を介護職か、介護士として働くのではなく、出来る事はできる限り本人に行っていきたく、ということも学びました。また、介護を行うことは、本人の健康だけではなく、本人の生活を支えることでもあります。私は、本人の健康と生活の両方をサポートしていきたいです。
の課題	介護予防には、常に利用者の生活環境の変化に対応することが必要です。また、介護予防には、地域社会の役割も大きく、高齢者が安心して生活できる環境を整えることが重要です。また、介護予防には、地域社会の役割も大きく、高齢者が安心して生活できる環境を整えることが重要です。

お問い合わせは  
こちらへ



日本医療介護協同組合 <https://jmcc.or.jp/>  
〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目7番20号  
平河町辻田ビル7F  
TEL 03-3221-7010

